

危険物新聞

第 509 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集人 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9 7 1 7・5 9 1 0
定価 1部 60円

危険物安全週間

6月2日～8日、全国で実施

本年も危険物に因る火災・爆発・漏洩事故を防止し、危険物安全管理の徹底をはかるため、6月2日～8日までの一週間、全国いっせいに安全運動が展開される。

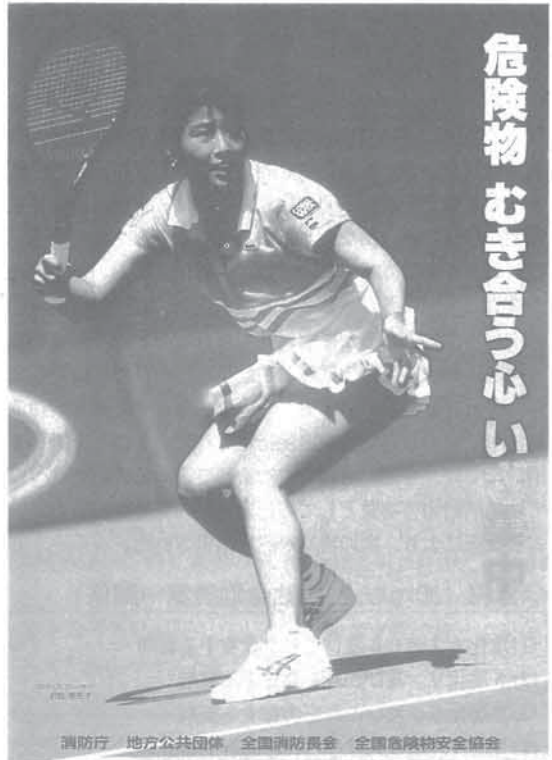
推進キャンペーン標語としては、北海道浦河町、瀬口世津子さんの「危険物 むき合う心 いざ集中」が選ばれ、また、推進ポスターのモデルには、国際的なプロテニスプレーヤー、沢松奈生子さんに決定した。

全国大会は6月3日、東京で

全国危険物安全大会は、全国より関係者が参加し、6月3日、東京都内の“スクワール麴町”で開催される。

当日は、危険物安全週間推進標語、危険物保安功労者及び優良危険物事業所の消防庁長官表彰並びに財全国危険物安全協会理事長表彰が行なわれるほか、東京大学工学部教授、田村昌三氏による記念講演会も予定されている。

また、恒例の危険物安全推進講演会は、6月4日、東京会場（霞ヶ関東京会館）、6月5日、広島会場（広島県立産業技術交流センター）で行なわれる。



危険物 むき合う心

消防庁 地方公共団体 全国消防長会 全国危険物安全協会

平成8年度全国危険物安全運動推進ポスター

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

 **株式会社技研**

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

危険物規制の動向

危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の
自治省令で定める物質及び数量を指定する省令の改正について

消防庁危険物規制課

1. はじめに

消防法においては、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質をいわゆる消防活動阻害物質として指定し、これを一定量以上貯蔵し、又は取り扱う物は、事前に消防長又は消防署長に届け出なければならないこととされている。これにより消防機関においては、消防活動において特異かつ重大な危害にさらされることを防止し、効果的な消火活動を行うための対策が事前に立てられることとなっている。

消防活動阻害物質の見直しが最後に行われたのは平成元年(2月17日、自治省令第2号)であり、その間毒劇物取締法令で定める毒劇物が追加指定されていることを踏まえ、消防庁では、今回、毒劇物取締法令で定める毒劇物について消防活動阻害物質としての指定物品の見直しが行われ、省令改正により、次の物品が追加指定された。

◇毒物(30kg以上)(政令別表第一関係)

- (1) 塩化ホスホルル及びこれを含有する製剤
- (2) 5 塩化リン及びこれを含有する製剤
- (3) 3 塩化リン及びこれを含有する製剤
- (4) 3 フッ化ホウ素及びこれを含有する製剤
- (5) 硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤
- (6) ホスゲン及びこれを含有する製剤
- (7) メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤

◇劇物(200kg以上)(政令別表第二関係)

- (1) 硫酸亜鉛
- (2) 塩化亜鉛
- (3) 酢酸亜鉛
- (4) リン酸亜鉛
- (5) アクリルアミド及びこれを含有する製剤
- (6) 3 酸化アンチモン
- (7) 酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤
- (8) エチレンオキシド及びこれを含有する製剤
- (9) 酸化カドミウム
- (10) 硝酸カドミウム

- (11) 硫酸カドミウム
- (12) 硫酸モリブデン酸クロム酸鉛及びこれを含有する製剤(クロム酸鉛70%以下を含有するものを除く。)
- (13) クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤
- (14) 4 塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤
- (15) クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤
- (16) 塩基性クロム酸鉛及びこれを含有する製剤
- (17) 2-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤
- (18) けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤
- (19) けいふっ化ナトリウム及びこれを含有する製剤
- (20) けいふっ化マグネシウム及びこれを含有する製剤
- (21) 5 酸化バナジウム(溶融した5 酸化バナジウムを固形化したものを除く。)及びこれを含有する製剤5 酸化バナジウム(溶融した5 酸化バナジウムを固形化したものを除く。)、10%以下を含有するものを除く。
- (22) 塩化第1スズ
- (23) 硫酸銅
- (24) 塩化第1銅
- (25) 塩化第2銅
- (26) 1 酸化鉛
- (27) クロム酸鉛
- (28) 酢酸鉛
- (29) シアナミド鉛
- (30) 2 塩基性亜硫酸鉛
- (31) 2 塩基性亜リン酸鉛
- (32) 塩基性ケイ酸鉛
- (33) 鉛酸カルシウム
- (34) ステアリン酸鉛
- (35) 2 塩基性ステアリン酸鉛
- (36) 3 塩基性硫酸鉛
- (37) ふっ化バリウム
- (38) 炭酸バリウム
- (39) 硝酸バリウム
- (40) 水酸化バリウム
- (41) 塩化バリウム
- (42) チタン酸バリウム

- (43) カルボン酸のバリウム塩
- (44) メタホウ酸バリウム
- (45) メタフェニレンジアミン
- (46) ほうふっ化カリウム

2. 届出を行うにあたっての留意点

届出にあたっては、次の各点に留意して行うこととなっている。

- ①届出は、同一敷地内にある倉庫、施設等の集団である「事業所」を単位として行うこと。
- ②毒物又は劇物の数量は、事業所内の各倉庫、製造プラント（一連の反応工程のものをいう。）、その他の施設等を単位として、各毒物又は劇物ごとに算定し、毒物にあたっては30kg以上、劇物にあたっては200kg以上となった場合に、それぞれ届出の対象となるものであること。
- ③製造プラント等の反応プロセスで発生し、貯蔵又は取扱いのため外部に取り出されることのない毒物又は劇物は届出の対象としないものであること。これは、反応槽等の内部のみで一時的に発生している場合をいう。工程の中で中間的にタンクで貯蔵される場合、あるいは配管等により別の施設に送っている場合等は届出の対象となるものである。
- ④平成8年3月8日、自治省令第4号の本改正は平成8年9月1日から施行されることになっており、追加指定された物品を現に貯蔵し、又は取り扱っている事業者にあつては、この間に必要な届出を行わなければならないものであること。

3. おわりに

科学技術等の進歩により様々な毒性物質が生み出されており、毒物及び劇物の指定の見直しもかなり頻繁に行われている。このようなことから、消防庁では、省令改正により消防活動阻害物質の追加指定を行ったところであるが、今後とも化学物質の生産、流通実態の変化も見きわめながら消防活動阻害物質の適切な指定の見直しを行っていくことが重要であると考えられている。

(財)全国危険物安全協会 提供)

参考 改正前の政令別表第一、自治省令で定めるもの
(30kg以上)

- I シアン化水素を含有する製剤
- II シアン化ナトリウムを含有する製剤
- III シアン化亜鉛及びこれを含有する製剤
- IV シアン化カリウム及びこれを含有する製剤

- V シアン化銀及びこれを含有する製剤
- VI シアン化第一銅及びこれを含有する製剤
- VII シアン化第二水銀及びこれを含有する製剤
- VIII 塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
- IX 酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀5%以下を含有するものを除く。）
- X 亜ひ酸及びこれを含有する製剤
- XI ひ化水素及びこれを含有する製剤
- XII ひ酸及びこれを含有する製剤
- XIII ふっ化水素を含有する製剤
- XIV モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
- XV りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- XVI りん化水素及びこれを含有する製剤

参考 改正前の政令別表第二、自治省令で定めるもの
(200kg以上)

- I 5 塩化アンチモン及びこれを含有する製剤
- II アンモニアを含有する製剤（アンモニア30%以下を含有するものを除く。）
- III 一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤
- IV 塩化水素を含有する製剤（塩化水素36%以下を含有するものを除く。）
- V 塩素
- VI クロルピクリンを含有する製剤
- VII クロルメチルを含有する製剤（容量300ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であつて、クロルメチル50%以下を含有するものを除く。）
- VIII けいふつ化水素酸を含有する製剤
- IX 4 塩化炭素を含有する製剤
- X 塩化第2すず
- XI ブロム水素を含有する製剤
- XII ブロムメチルを含有する製剤
- XIII ほうふっ化水素酸
- XIV ホルムアルデヒドを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）
- XV 硫酸を含有する製剤（硫酸60%以下を含有するものを除く。）
- XVI りん化亜鉛を含有する製剤（りん化亜鉛1%以下を含有するものを除く。）

保安講習について

危険物取扱者保安講習は、消防法第13条の23で定められた義務講習である。

危険物製造所等（ガソリンスタンド、タンクローリー等の危険物施設）で危険物の取扱いに従事する危険物取扱者（保安監督者を含む）は、定められた期限内にこの講習を受講しなければならない。

また、上記以外の危険物取扱者でも受講することができ、他府県でも交付された免状所持者も、大阪府下の会場で受講することができる。

◇受講期限は3年以内

受講期限は、原則として、資格を取得した日、又は保安講習を受講した日から3年以内毎に受講しなければならない。

受講義務者が期限内に受講しないときは、免状の返納が命ぜられることがある。


大阪府下における講習は次の業種区分に分けて開催するので、原則として区別講習を受講されたい。

- ① 化学工場関係
- ② コンビナート関係
- ③ 給油取扱所関係
- ④ タンクローリー関係
- ⑤ その他・一般

平成8年度、6月～12月の予定は別掲（5頁）のとおりで、9年2月期の予定は、大阪市内5会場、東大阪、堺、茨木各1会場と他期と比べて少ないので、注意されたい。

◇受講手続の要領について

- ① 受講予約の申込書（指定の往復ハガキ：府下各消防本部、予防課で配付）に希望する会場（第1希望から第4希望まで）を記入して、郵送して下さい。この場合、受講申請書には、まだ大阪府証紙を貼らないでください。なお、一事業所で複数の受講者があるときは、個々に切手を貼らないで、とりまとめて角封筒に入れ、返信用角封筒（いずれも切手貼付）を同筒の上、郵送ください。
- ② 後日、受講申請日、申請場所、講習日等を指定して、返信ハガキで、本人へ通知します。
（通知はおおむね受講日の2～3週間位前になりますのでご了承下さい）
- ③ 指定された申請日に、申請場所で、申請書（返信ハガキ裏面）に受講手数料（4,700円の大阪府証紙）を貼付して、申請して下さい。
（証紙は申請場所で発売）
申請書が受理されると、受講券及びテキストを交付します。
- ④ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切返却いたしません。
- ⑤ なお、受講時間は各会場共3時間です。
（開講時間は、講習会場により若干異なります。）
- ⑥ 講習当日、受講券、免状及びテキストを持参し、所定の講習（3時間）を受講すると、免状に受講済印を押して交付します。




HATSUTA

株式会社 初田製作所

大阪本社 〒573 大阪府枚方市根岸田2-3-5 TEL. (0720)56-1281/0
東京本社 〒105 東京都港区大門2丁目6-7 TEL. (03)3434-4841

原点はロスフリーベンションです。



ハツタは、あらゆるセーフティニーズにお応えする企業をめざします

頑固な夢が
そこに
ある。

保安講習日程表(予定)

◇その他・一般 (30会場)

回数	開催日時 (予定)	会 場	所在地又は最寄駅
2	6月26日(水)午前	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
4	6月27日(木)午後	大阪府商工会館	〃
5	6月28日(金)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
6	7月1日(月)午前	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
8	7月2日(火)午後	大阪府商工会館	〃
10	7月10日(水)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
11	7月11日(木)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
16	7月23日(火)午後	大阪府商工会館	〃
17	7月24日(水)午前	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
19	7月25日(木)午後	泉大津市民会館	南海・本線・泉大津駅
20	7月26日(金)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
21	7月29日(月)午後	貝塚市民福祉センター	南海・本線・貝塚駅
23	9月11日(水)午後	豊中市市民会館	阪急・宝塚線・曾根駅
24	9月12日(木)午後	和泉解放総合センター	JR・阪和線・信太山駅
25	9月13日(金)午後	柏羽藤消防本部	藤井寺市青山3-613-8
32	10月4日(金)午前	茨木市商工会議所	JR・阪急・茨木駅
36	10月14日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
39	10月17日(木)午後	八尾市消防本部	八尾市高見町5-7
40	10月18日(金)午後	大東市消防本部	JR・片町線・住道駅
42	10月22日(火)午前	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
45	10月24日(木)午後	守口門真商工会議所	京阪・門真市駅
46	10月25日(金)午前	北河内府民センター	京阪・枚方市駅
47	10月25日(金)午後	北河内府民センター	〃
50	10月30日(水)午前	高槻市消防本部	JR・阪急・高槻駅
51	10月30日(水)午後	高槻市消防本部	〃
52	11月1日(金)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
53	11月6日(水)午後	吹田メイシアター	阪急・千里線・吹田駅
54	11月18日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
55	12月3日(月)午後	大阪府商工会館	〃
56	12月4日(火)午後	大阪府商工会館	〃

◇化学工場関係 (2会場)

回数	開催日時 (予定)	会 場	所在地又は最寄駅
3	6月26日(水)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
14	7月17日(水)午後	大阪府商工会館	〃

◇大阪北港コンビナート関係 (2会場)

回数	開催日時 (予定)	会 場	所在地又は最寄駅
34	10月8日(火)午後	住友金属(株)	JR・桜島線・安治川駅
49	10月29日(火)午後	住友金属(株)	〃

◇給油取扱所関係 (8会場)

回数	開催日時 (予定)	会 場	所在地又は最寄駅
7	7月1日(月)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
9	7月9日(火)午後	大阪府商工会館	〃
12	7月12日(金)午後	*岸和田競輪場	南海・本線・春木駅
13	7月16日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅
15	7月18日(木)午後	大阪府商工会館	〃
18	7月24日(水)午後	*堺市民会館	南海・高野線・堺東駅
33	10月4日(金)午後	茨木市商工会議所	JR・阪急・茨木駅
43	10月22日(火)午後	大阪府商工会館	地下鉄・御堂筋線・桐駅

◇タンクローリー (4会場)

回数	開催日時 (予定)	会 場	所在地又は最寄駅
22	9月7日(土)午後	大阪府トラック総合会館	JR・環状・京橋駅
30	9月28日(土)午後	大阪府トラック総合会館	〃
41	10月21日(月)夜	*臨海センタービル	堺市石津西町7
48	10月28日(月)夜	*臨海センタービル	〃

- 注1. 保安講習の講義時間は3時間です。
(開講時間は、講習会場によって若干異なります。)
- 注2. 会場欄中*印の会場は駐車可。(ただし、堺市民会館は有料)

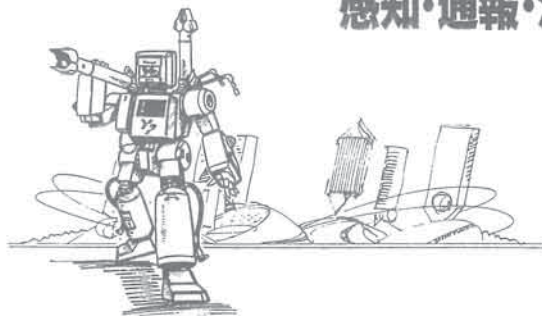
<9年2月期の予定>

- ・大阪市内 5会場 (うち、化学工場関係 1会場)
- ・堺、茨木、東大阪 各1会場



防火による設備保護への
* スローブは、メンテナンスが容易です。

防火設備は、さまざまな防災機器やシステムによる安全の構築です。
総合防災メーカー「ヤママトロテック」
「感じ・知る・消す」のコンセプトで、
安全確保の「1」を以て
目的に沿った防災機器の研究開発を進めて
「YAMATO ROTEC」の製品を開発しています。



かんじる しらせる けす
感知・通報・消火

・YAMATO ROTEC

ヤママトロテック株式会社

本社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)3446-7151代

札幌支店 〒060 札幌市中央区南一条西5-1-1 TEL.(011)231-1111

危険物施設の事故例

■ マンションにおいて 灯油400ℓ流出

東京都内にマンションのボイラー用地下タンクへ、荷卸中、タンク容量誤認のため灯油400ℓを流出させ、流出油を下水へ洗い流す事故が発生した。

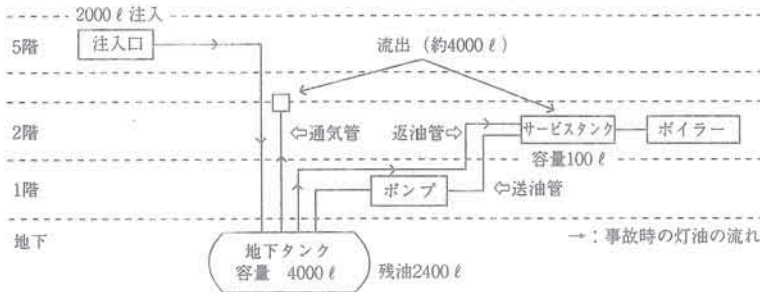
事故の概要

傾斜地に建っているマンションの5階正面西側の給油口から、タンクローリーにより1階地盤面下に設けられている地下タンクに灯油を注油したところ、地下タンクの通気

管及び2階ボイラー室内に設けられているサービスタンク(容量100ℓ)から灯油約400ℓが流出した。管理人は、付近住民から油が溢れている旨を告げられ、流出した油を、水道水で下水に洗い流した。なお、管理人は、事故について消防機関に通報することなく、後日、付近住民が通報した。

原因

管理人が「タンク容量5000ℓ、残油量2400ℓ」とローリーの運転手に告げ、運転手は、それを鵜呑みにして、灯油2000ℓを地下タンクに注入したが、実際にはタンク容量が4000ℓであったため、過剰注入となり、流出した。



事故のあったマンションの灯油の流れ

問題点

- ① 流出事故が発生したにもかかわらず、自らの対応・措置で十分であると判断して消防機関への通報を怠った。
- ② 流失した灯油を水で洗い流し、火災危険は回避したものの下水への混入・汚染を招く措置を行い、緊急措置として不適切であった。
- ③ 運転手は、タンク容量と残油量について、管理人の言ったことを鵜呑みにし、自ら確認することを怠った。
- ④ 管理人は、自分の管理するタンクについて、容量、構造等に関する十分な知識を有していなかった。
- ⑤ 満油警報装置が設置されていたにもかかわらず、活用

していなかった。

今後の対応

- ① タンクローリーから地下タンクに危険物を注入する場合は、事前に残量を確認するとともに、注油中も異常がないか注意を払うこと。
 - ② 流出事後の場合には、適切な方法により応急措置を行い、直ちに消防機関へ通報すること。
 - ③ 管理人は、自ら管理する施設については、基本的な知識を有しておくこと。
 - ④ 満油警報装置等の保安設備は、有効に活用すること。
- (財)全国危険物安全協会 提供)

普通消防ポンプ車 MX-1

消防そして救助。災害にも即応する資機材を搭載。

- MX-1専用キャブ、ハイルーフ&ワイドウィンド
- オートマチックトランスミッション
- フルパワーP.T.O.
- デジタル表示集中コントロールパネル
- 動力式ホースレイヤ
- 吸管、各種放水器具、資機材をコンパクトに収納



MORITA 森田ポンプ株式会社

本社 / 〒544 大阪市生野区小路東5丁目5番20号
TEL (06) 756-0110 FAX (06) 754-3461
東京・大阪・仙台・名古屋・福岡・富山・松山

協会だより

■ 富田林市防火協会

創立30周年記念式典開催



あいさつをされる内田富田林市長

富田林市防火協会では、4月24日、富田林市内のすばるホールに於て市長、市議会議長、府議会議員、府消防防災課長など多数の来賓を迎え、会員130余名の参加のもと30周年記念式典を盛大に開催した。式典では、財大阪府危険物安全協会理事長から防火協会に感謝状の贈呈があり協会功労者には消防長並びに防火協会長より感謝状が贈られた。

また、30周年記念事業として、防火協会より富田林市消防本部に新鋭の予防広報車が寄贈された。

引続いて祝宴が催され終始なごやかな雰囲気の中に30周年式典が終了した。

なお、出席者全員に、記念誌、「協会30年の歩み」と記念品が贈られた。

■ 摂津市防火安全協会

創立30周年記念式典開催



大危協理事長より田中会長に感謝状を贈呈

摂津市防火安全協会では、5月14日(火)摂津市文化ホールに於いて市長・市議会議長・大阪府知事・衆議院議員・摂津市選出府会議員等多数の来賓を迎え会員270余名 総勢350余名の参加のもと創立30周年記念式典を盛大に開催した。式典は、「記念式典の部」と「祝賀会の部」が行われ、式典の部では、先ず始めに本記念事業として、摂津市消防本部に“消防指揮車(日産キャラバン2000)一式・自動車電話一式”が贈られ、つづいて摂津市長から表彰状・感謝状並びに財大阪府危険物安全協会理事長から感謝状及び当協会長から永年会員(284会員)に対して感謝状、摂津市消防長から優良危険物取扱者・優良防火管理者に感謝状の贈呈があり、終に来賓の祝辞、消防長のお礼のことばで閉会した。つづいて、祝賀会の部が行われ、本式典も無事和やかなうちに終了した。また出席者全員に対し、記念誌「30年のあゆみ」と記念品がおくられた。

“危険物規制 100年の変遷” 発刊

危険物の規制は、明治14年にはじめて規制が公布以来すでに120年を超えることとなり、本会では、この機会に、その変遷について、下記の内容で発刊することとなりました。

消防職員、危険物事務所の皆様方には、参考資料を豊富に掲載しておりますのでご一読をお薦めいたします。

▷A 4版、上質紙、約180頁(うち80頁カラー刷)

1. 危険物規制100年歴史(大正年間以降の写真40点掲載)
2. 危険物災害事例(大正6年より57事例、写真38点掲載)
3. ①統計

- ・全国府県別・危険物施設別施設数の推移
- ・全国府県別・危険物取扱者試験受験者数の推移
- ・年度別石油輸入量の推移
- ・年度別化学製品・都道府県別出荷額の推移

②古文書(明治・大正・昭和初期の取締規則)

▷領価1冊 2,800円(税込)(荷造送料 1冊400円)



▷問合せ先 (財)大阪府危険物安全協会 TEL06-531-9717
大阪府内事業所の場合は、地元の協会へ問合せ下さい。

我が社の保安対策

化学部門に於ける
危険物災害防止

〈摂津市〉 ダイキン工業(株)淀川製作所

1 はじめに

当製作所は大阪府の北部摂津市に、約13万坪の敷地を擁し、機械部門、化学部門、電子部門がそれぞれ関連を保ちながら多彩な技術力で活動しています。

当製作所の特色として、同一敷地内に、化学と機械工業が混在し、それぞれ21世紀に向けて、「市場創造型」の事業展開の実現をめざしています。以下当製作所の化学部門に於ける危険物による災害防止の取り組みの一端を紹介させていただきます。化学部門に於いては、第一類から第六類までの多品種を使用、貯蔵、製造しており、作業員1人ひとりが自分達の使用している危険物の性状をよく把握し、正しく使用しなければ、大事故に結びつく危険性が十分にあります。当製作所では「人身事故はもとより、火災は絶対に出さない」の合言葉のもと予防予知活動に取り組んでいます。



ライフゼムの装着訓練

2 危険物取扱者資格取得

危険物に関する正しい知識を身につける為に化学部門に配属される社員は、危険物取扱者の資格取得にチャレンジし、現在では90%以上が有資格者であり、化学部門におけるキメ細い管理の基礎となっています。今後も100%有資格者を目指した活動を展開していきたい。

3 指差呼称、及び札掛け訓練

化学プラントには、数多くのバルブが装着されており、

人力での開、閉操作の必要なものが多々あります。必然的にバルブの開閉操作が重要な作業となり、その操作ミスが大きな事故、災害の原因となる事が予測されます。バルブ操作ミスによる災害の未然防止のために、「バルブ開、ヨシ」「バルブ閉 ヨシ」「ゲージ圧力00kg/cm² ヨシ」等の指差呼称と共に、(●)(○)の札が操作の都度間違いない、確実に掛けられるか、それらが各自、習慣になるまで札掛け訓練として実施しており、化学薬品や危険物による事故、災害防止の大きな要因となっています。

4 異常時に備えての訓練

化学部門の各職場では、各直リーダー(当所は5直3交替)を中心に毎月1回の各種訓練を実施しています。主な内容としては、札掛訓練を中心とした各種異常処置訓練(停電処置、漏洩処置等)ライフゼム装着訓練、初期消火訓練などで、作業員1人ひとりが体で覚え込むまで、くり返し実施しており、現在ではライフゼム装着が2分以内で出来る様になりましたが、今後もより早く、より確実にをモットーに訓練を継続させたいと思います。

その他に、年1回の訓練として、非常時かけつけ訓練を行っています。夜間の災害発生を想定し、「誰が何分位でかけつけて来れるか」「常に何名位がかけつけられるか」「連絡体制はスムーズに機能したか」等をチェックし、問題点を改善し、不幸にして災害発生した場合に一刻も早く対処出来て被害を最小限に食い止められる様努力しています。

5 安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者(製作所長)の下に安全管理者3名、衛生管理者5名を選任し、専任の他に化学担当、機械担当とそれぞれ責任範囲を明確にした活動を展開しています。また所長の諮問機関として専門部会制度を設置し、現在は8専門部会(安全指導、交通、設備安全、防災、5S、クレーン玉掛、環境衛生、健康推進)がそれぞれ当製作所の実状に似合った専門性を研修、勉強しながら各部門をパトロール、指導し、災害の未然防止、健康づくりの為に核となって活動しています。

ラインに於ける活動組織として、11部門委員会、46職場委員会、160安全小グループがそれぞれの持場、立場での活動を展開中であり、全社員が一丸となって安全衛生活動を展開し、「完全0災」の製作所を確立したいと願っています。

最後になりましたが当製作所の安全確保のために日々ご指導いただいております摂津市消防本部に紙面をお借りし、てお礼を申し上げます。

以上